

国立大学法人島根大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 学生の主体的に学ぶ力を高めるために、フィールド学習や課題解決型授業（PBL）、反転授業等の能動的授業を全授業科目数の45%で実施する。
- 2 単位の実質化を一層進めるため、知識確認型の成績評価（試験等）に加え、理解度やスキル等の獲得度を測るパフォーマンス評価（レポート、作品やプレゼンテーション、実技等）を取り入れた多面的な成績評価実施率を全科目の30%以上にする。
- 3 卒業時に学士として持つべき資質・能力である到達目標を学生が達成できるよう、ポートフォリオ等を用いて授業ごとの学修成果を蓄積し、到達目標と学修成果の関係を学生に明示する。
- 4 学生が入学から卒業までの履修とその目的を明確にできるようにするため、カリキュラムマップ、科目番号制（ナンバリング）を伴ったカリキュラムツリーによる教育課程の構造を明示する。
- 5 グローバルな感性の涵養や教育の国際通用性等の観点から、全学共通教育及び専門教育のカリキュラムの見直しを行い、海外事情・研修等の科目群を整備する。
- 6 学生の就業力を育成し、社会的・職業的自立を促すために、IRデータや卒業生アンケートなどを活用し、キャリア系科目の教育内容等の点検と改善を行う。
- 7 過疎・高齢化、離島・中山間地域問題、地域医療危機などの問題を抱える地域社会の現状を理解し、それらを解決するための力を培うために、低学年から履修可能なキャリア教育やソーシャルラーニングなどの体験学修を10科目以上導入する。
- 8 地域課題の解決能力を培うために、学生の幅広い知識と経験を課題解決能力の修得につながる科目群から構成された地域志向型の特別副専攻プログラム等を導入し、入学定員の10%以上の学生に履修させる。
- 9 地域社会の課題解決のための実践的能力を培うため、平成31年度までに200を超える山陰地域の企業・団体等と協力体制を構築し、山陰地域を対象にしたインターンシップや地域体験型セミナー等を取り入れたプログラムを全学的に実施する。また、受入れ企業等からの評価に基づく目標到達度の調査や事後指導などを活用し、インターンシップの実施体制や評価体制を整備することで、平成31年度までに山陰地域の企業・団体等のインターンシップに参加する学生を50%（対平成26年度比）増やす。
- 10 教員養成課程においては、能動的学習（アクティブ・ラーニング）に代表される効果的な指導法習得を目途とするカリキュラム改善等、新たな教育課題に対応した教育内容の改革に取り組む。

- 11 自然科学系研究科と人文社会学系研究科の連携により高度技術開発能力を身に付け、イノベーションの創出を図る能力を養成する教育プログラムを提供する。
- 12 長期履修制度による社会人の修学年限を延長した教育プログラムや1年間のノンディグリーの履修証明プログラム等の教育プログラムを整備・活用して、第3期中期目標期間中に30名以上の社会人を受け入れ、「学び直し教育」を推進する。
- 13 高度専門職業人としての学識を高めるために、コミュニケーション能力、思考力、研究者倫理を含む倫理観、責任感を涵養する研究科共通科目の3科目新設を含むカリキュラム整備を行い、大学院における教養教育を再構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 14 IRデータを活用した教員の客観的な指導によって、学生自身が自らの学修計画を遂行できるような支援体制を整備する。
- 15 TA（ティーチング・アシスタント）やメンター制度等を点検・改善し、「指導の手引き」の作成や学生へのオリエンテーション等による学生が学生の学びを支援する体制を強化・拡充することで、正課及び正課外での自学修の時間を第2期中期目標期間の平均値に比較し25%以上増加させるとともに、自主的学修を促進する。
- 16 教員の教育力向上を図り、教育内容・方法の改善を進めるため、学生評価や同僚評価（ピア・レビュー）を核としたFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を展開するとともに、全教員を対象にしたFD研修会を年5回開催し、参加者を平成30年度までに全教員の75%以上とする。
- 17 教育学部において、実践力のある教員養成のため、学校での指導経験のある教員の割合を30%まで向上させる。
- 18 IRデータを活用した教育業績の評価方法・評価体制を見直し、それに基づく教員評価を実施する。
- 19 隠岐臨海実験所において、国境離島・日本海諸島という地理的特性と、北方系・南方系生物群の混在という生物学的特性を活かしたフィールド教育を、大学間連携を基盤に推進する。そのため単位互換制度を拡充し、公募型の実習プログラムを毎年継続して5つ以上提供する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 20 学内ワークスタディ企画、授業料免除制度、授業料奨学融資制度などを利用した学生の修学、就学意欲の向上及び経済的不安の軽減を考慮した経済的支援策を講じる。
- 21 FD・SD研修等を通じて学生支援センター、保健管理センター及び各学部間の連携体制を強化するとともに、平成28年度に「障がい学生支援室」の設置などにより障がいのある学生を含めた多様な学生に対する相談体制を整備し、修学を支援する。
- 22 学生の社会人としての成長を支援するため、新たに導入する年金、福祉、防犯・

訴訟などに関する正課科目の履修及び正課外活動等を通じて学生が身に付けた社会人基礎力を評価し、可視化するプログラムを構築する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 23 平成 28 年度にアドミッションセンターを設置し、高大接続と入試改革に取り組む体制を整備・強化するとともに、平成 27 年度に立ち上げた入試改革協議会において、中国 5 県の教育委員会・高等学校等と高大接続及び入試改革に関して意見交換を行い、その方向性を検討する。その方向性に基づき、高校教育で培われた入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する島根大学型育成入試を平成 30 年度までに開発し、平成 31 年度までに制度設計を行い、平成 32 年度より実施する。
- 24 大学への進学意欲を高め、目的意識を明確にした主体的な学びに向かう学生を確保するために、高校での学びの成果を大学の学びにつなげる課題探究学習や地域課題学習型模擬授業（例：現行の「キャンパス・アカデミー」「授業大学」などを統合して新たに実施する「しまだい塾」）等の高大接続事業を展開する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 25 地域産業や地域社会の振興に寄与するため、松江市発のプログラム言語「Ruby」によるオープンソースソフトウェアの活用、農林水産業の六次産業化、自然災害軽減、疾病予防、膝がん撲滅、ICTを活用した福祉、古代出雲等の地域課題に密着した研究を推進し、全学における共同研究等の件数及び外部研究資金等の獲得を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し 5%増加させる。
- 26 ベンチャービジネスの新たな展開となるナノテク、六次産業化等の独創的研究と教育を推進し、各種シーズ発表会等におけるシーズの提供数を、全学において平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し 50%増加させるとともに、「しまね大学発・産学連携ファンド」などを活用した新たな事業展開に資する研究シーズの提供を図る。
- 27 国際的な存在感を高めるため、ラマン分光法やナノ材料を用いた評価・応用技術等の医理工農連携による異分野融合研究を重点的に実施し、第 3 期中期目標期間中に医療現場において活用可能な特許の申請を 5 件以上行う。
- 28 大学の特色である宍道湖・中海を含む斐伊川水系、隠岐及び沿岸域を対象とした環境に関する研究を推進するため、汽水域研究センター組織を改革し研究部門の新設、統合による研究体制の強化を図り、当該研究センターにおける学外の研究者等との共同研究数と発表論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し倍増させる。
- 29 海外交流協定大学等を中心として国際的な共同研究を推進するとともに、島根県や松江市等の各制度を活用して国際会議の誘致等を積極的に行い、大学の特色となる基盤的研究の向上を図り、大学全体として論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均

均と比べ5パーセント増加させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 30 先端領域や融合領域等大学の特色となる研究をさらに進めるため、リサーチ・アドミニストレーターを配置するなど学内資源を戦略的に再配分し、若手研究者の支援並びに研究推進に活用する。
- 31 設備整備マスタープランに沿った研究機器整備並びに学術情報基盤整備等の研究環境の向上に取り組むとともに、研究機器については部局を超えた共同利用を進め、利用情報に関するシステムを運用する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 32 地域貢献人材を育成するため、平成29年度までに地域志向科目のカリキュラムマップを策定するとともに、平成30年度までに地域志向型初年次教育科目の全学必修化を図り、地域の課題に特化した地域基盤型教育及び課題解決型教育を体系化し実施する。
- 33 本学教員及び学生を含む多種多様な地域のステークホルダーが一堂に会する異業種大交流会を年1回開催し、地域課題解決のためのニーズと本学が持つシーズとのマッチングを図ることで、実効性の高い課題解決型研究を推進する。また、その成果を地域に還元するとともに、構築型地域情報アーカイブプラットフォームシステムを構築し、広く地域内・外に発信する。
- 34 山陰法実務教育研究センターや地域教育魅力化センターによる法実務や地域創成に関わる教育プログラムを確立し、社会貢献や地域活性化を志向する社会人を第3期中期目標期間中に60名以上受け入れ、スキルアップ等の学び直し教育を推進する。
- 35 地元自治体、産業界及びNPO法人等と継続的な連携を図るための体制を整備し、全学部において少子高齢化や新たな産業創出等の地元自治体等の課題解決に向けての施策及び各種事業へ参画することで、地域社会の振興及び本学における教育・研究の活性化を図る。
- 36 生涯教育推進センター、附属図書館、ミュージアム及びその他教育・研究組織や施設等が有するシーズと機能を活用し、地域からの多様なニーズに対応した生涯教育の場等を提供する。
- 37 中期目標期間を通じた教員就職率を平均65%、島根県・鳥取県の小学校教員就職率を平均20%、島根県の小学校教員について島根大学卒業者の占有率を35%まで増加させるため、また、教職大学院修了者（現職教員学生を除く。）における教員就職率80%を確保するため、教員採用試験受験者に対する外部講師によるセミナー、面接指導、模擬授業指導等の支援プログラムを充実させる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 38 学内の教育研究環境のグローバル化を推進するため、外国人教員（外国での教育経験のある教員）を100%増加させるとともに、英語による授業を学部で50科目に、大学院では50%増にする。
- 39 学生の異文化への関心を高めるため、海外協定校への研修プログラムなどを活用して、学生の海外派遣数を30%増加させる。
- 40 国際通用性のある教育プログラムを実施するため、海外における協定大学との教育・研究交流を推進し、大学院におけるダブル・ディグリー制度等を2大学との間で導入する。
- 41 海外からの優秀な留学生を確保するために、国別に帰国留学生同窓会を2か国増加させ、帰国留学生との連携を強化する。
- 42 地元企業からの「島根大学留学生受入支援基金」を活用し、インターンシップ等を通して地元企業への就職を支援する等によりアジアからの受入学生を30%増加させる。
- 43 留学生のための生活マニュアルと履修モデルを作成して、学生チューターに配付することなどにより、学生チューター制度等の充実を図り、渡日した留学生への生活面・学習面での支援体制を強化する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 44 総合診療に重点を置いた地域医療実習、臨床研修、海外での地域医療研修などを推進し、高齢化先進県である島根県において地域包括ケアでリーダーとなれる総合診療医等の医療人を養成する。
- 45 一般社団法人「しまね地域医療支援センター」と連携して、新専門医制度に則った後期研修プログラムを活用してリサーチマインドを有し、高齢社会に対応できる専門医を養成するとともに、医師不足地域にも配慮した適正な医師配置を行うシステムを構築し、運用する。
- 46 病院再開発事業により大幅に向上した病院機能をフルに活用し、ハイブリッド手術室用機器等を計画的に導入して高度で先進的な医療を展開する。また、救命救急センター機能の拡充、高度外傷センターを平成28年度に設置して島根県全域を対象とした外傷救急機能を付加して、島根県の救急・災害医療に主要な役割を担う。
- 47 臨床研究体制を整備して治験件数を第2期中期目標期間実績に比べ20%増加させる。また、希少疾患に対する診療支援を行うとともに、当院独自の再生医療の実施等、研究者主導臨床研究を活性化する。
- 48 自治体、地域医療機関との連携を強化し、都道府県がん診療連携拠点病院として、島根県のがん診療のハブ機能を担い、就労支援を含めたがん相談体制、希少がんの診療において中心的な役割を果たす。
- 49 全国で最初に「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けている大学病院として、環境に配慮し、かつ、男女共同参画を推進してイブニングシッター制度の導入等による就業形態の改善を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 50 平成 31 年度に義務教育学校を設立することを目指し、学部改組による新しい教育課程に対応した附属学校組織へ先駆的に改変するとともに、教員研修機能を強化するために教職大学院を加えた運営体制の整備を行う。
- 51 アクティブ・ラーニング等の新たな教育課題に対応した実践的教育・研究活動を強化し、その成果を全国及び地域に発信する。
- 52 地域の教育課題である「通常学級における特別支援教育」について、これまでの実践研究を基盤とした附属学校のカリキュラム開発・実践を行うとともに、特別支援教育を推進するなど研究開発学校として先駆的な実践研究を行う。
- 53 アクティブ・ラーニング等の新たな指導法のための教育実習プログラムを開発・実践する。
- 54 教職大学院と協働して、附属学校の機能を効果的に活用した現職教員教育のための「教育実習プログラム」を教育委員会と連携し開発・実践する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 55 大学運営の意思決定体制の点検・見直しを行い、学長・役員会を中心としたより機動的・効率的なシステムを整備し、戦略的な学内資源再配分を行う。
- 56 全学 I R 室（仮称）を設置し、特に教育・研究等に関するデータを集積、分析し、大学運営に活用する。
- 57 研究活動の活性化を図るため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を年俸制導入等に関する計画に基づき、平成 28 年度末までに 70 名導入し、第 3 期中期目標期間中に全教員の 15% に導入する。
- 58 弾力的な人事・給与制度を活用して、業績連動型年俸制を適用する教員のうち 30% 以上を若手教員として積極的に採用するとともに、外国人教員を倍増させる。また、若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員比率を 24.3% 以上に増加させる。
- 59 男女共同参画を推進するため、女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備し、女性教員の比率を 22% 以上に、女性幹部職員の比率を 13% 以上に増加させる。
- 60 監事へのサポート体制の一層の充実を図り、教育研究や社会貢献の状況、大学ガバナンス体制等を含む広い範囲の監査を実施して、その結果を業務に適切に反映させるとともに、内部統制システムについて外部者の視点からの監査及び助言を受けて、同システムの継続的な見直しに反映させる。

- 61 幅広い視野での自立的な運営改善に資するため、経営協議会学外委員、学外有識者や本学社会人学生等との意見交換会をそれぞれ毎年1回以上実施し、様々な学外者の意見を大学運営に反映させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 62 少子化・高齢社会の進展などの地域課題に対応するため、法文学部、教育学部及び法務研究科等の教育研究組織の見直しを行い、成熟社会で活躍する実践的人材養成を目的とした心理、福祉社会、健康分野を融合した新たな学部を平成29年度に設置するとともに、社会的ニーズ等を踏まえ、平成33年度までに人文社会科学系大学院の組織及び規模等の見直しを行う。
- 63 全学的視点から、理系学部・研究科の教育研究組織の点検を行い、学部については平成30年度、大学院については平成32年度までに社会的ニーズに合わせた組織と入学定員の見直しを行う。
- 64 平成33年度までに教育学研究科を改組し教職大学院に一本化し、教員養成機能の全学的な支援体制を整備する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 65 事務のペーパーレス化などITの活用を進めることにより、事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、年度毎に各部署からの報告を受けるなどの方法で業務の事務量やバランスを把握し、事務組織全体の継続的な見直しを行う。
- 66 特定分野での専門性とマネジメント能力を兼ね備えた人材の養成を図るための研修を毎年実施するとともに、業務の改善と効率化に対する意識の向上のため、毎年説明会等の取組を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 67 外部研究資金の増加を図るため、IRによる分析データの活用等により、今後外部研究資金の獲得が望める若手研究者等に対して、研究資金等の再配分が可能となるよう、学内予算配分の見直し等を行う。
- 68 リサーチ・アドミニストレーター等を活用し、外部研究資金等の獲得額を平成25年度から平成27年度の年平均と比較し5%増加させる。
- 69 病院経営の基盤強化を図るため、「病院経営改善目標値」を設定するとともに達成状況を検証し、病院収入を増加させる。また、臨床研究を活性化し、治験等による外部資金を獲得する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 70 事務手続の簡素化・効率化、会議時間の短縮や電子化による資料削減を行うなど、徹底した業務量の削減に取り組むとともに、IRによる分析データの活用等により、学内予算配分の見直し等を行い、毎年度1%の一般管理経費の抑制を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 71 土地、建物、設備等の保有資産の活用等を促す環境の構築に努め、用途変更・売り払い・除却等を実施しつつ外部利用の増加も含めた資産の有効活用を行う。
- 72 施設改修等を図る中で、全学的に施設の再配分を行い、大学機能強化に資する全学共用スペースを確保した上で、競争的スペースを第2期中期目標期間末の2倍確保する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 73 教育研究の質の向上及び大学運営の改善を実質化するため、自己点検・評価結果を評価配分経費等のインセンティブに反映するなど、認証評価、法人評価等の評価結果を業務に反映させるための体制を強化する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 74 教育・研究等活動の大学情報について、大学ポータルや映像等も用いわかりやすく公表するとともに、ステークホルダーを意識した効果的な広報ツールにより情報提供を行う。登録者数が増加傾向にある大学公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した情報発信を第2期中期目標期間より50%増加させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 75 「島根大学キャンパスマスタープラン」の基本方針①大学の特性を最大限発揮するための戦略的な施設整備、②持続可能な教育研究環境のための施設整備、③安全・安心な教育研究環境のための施設整備を、国の財政措置の状況を踏まえ着実に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 76 学内構成員の健康保持に努めるため、大学が実施する健康診断の受診機会を、特定化学物質・有機溶剤を常時使用する学生（約120名）に広げるとともに、法令等に基づき適正な安全衛生活動を実施する。

77 教職員・学生にとって、安全で健康な教育環境の整備を行うとともに、島根県・松江市等と定期的に協議を行うことにより連携を強化し、危機管理体制を充実させる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

78 内部統制システムの整備や継続的な見直しを行うとともに、役職員への周知、研修の実施、情報システムの更新を行う。

79 研究不正行為の防止のため整備した「研究不正防止対策本部」、「研究活動不正対策委員会」及び各学部等に設置した「研究倫理教育責任者」において、論文の捏造や改ざん、盗用等の不正や倫理に対する問題意識を深め、学内構成員の研究健全化・法令遵守を図るため、研究倫理教育を毎年1回以上実施し、理解度テストの実施により理解度の確認を行う。

80 コンプライアンス教育を実施し、各部局等ごとに定めたコンプライアンス推進責任者による徹底した受講管理・指導を行わせるとともに、教育に併せてテストを行い理解度を判定する。また、テスト結果を分析し、コンプライアンス教育の質を高め、公的研究費等の適正使用の意識の向上を図る。

81 個人情報等の管理状況を再確認し、管理を徹底するとともに、構成員の個人情報保護意識を向上させ、情報漏えい防止対策を更に強化する。

82 外部からの不正アクセスを防止するため、全学的な情報セキュリティ対策の推進体制を再整備するとともに、日々変化する脅威やリスクに対応した講習と確認テストを毎年1回以上実施し、構成員のセキュリティ意識を向上させ、大学の情報セキュリティ対策を更に強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,671,331 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- 南田町団地（研究者交流会館跡地）（島根県松江市南田町131番地 556.73㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・(川津)ライフライン再生(実験排水設備)	総額 418	施設整備費補助金(100)
・小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(318)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想され

るため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・ 教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し、中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。
- ・ 教員については、人事・給与システムの弾力化に積極的に取り組む。特に退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を計画に基づき導入する。また、若手教員を積極的に業績連動型年俸制として採用するとともに外国人教員についても比率の増加を図る。
- ・ 事務系職員については、業務の事務量やバランスを把握し、事務組織全体の継続的な見直しを進めるとともに、高い専門性を要する部門において、そのための専門研修の強化及び適任者の雇用を図る。
- ・ 男女共同参画を推進するため、女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備し、女性教員及び女性幹部職員の比率の増大を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 90,472 百万円 (退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
長期借入金 償還金 (独)大学 改革支援・学 位授与機構)	544	672	800	800	800	800	4,416	9,189	13,605

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	36	36	37	37	37	37	220	610	830

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	63,218
施設整備費補助金	100
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	318
自己収入	118,124
授業料及び入学料検定料収入	22,761
附属病院収入	93,985
財産処分収入	0
雑収入	1,378
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,891
長期借入金収入	0
計	188,651
支出	
業務費	173,416
教育研究経費	87,358
診療経費	86,058
施設整備費	418
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,891
長期借入金償還金	7,926
計	188,651

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 90,472 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人島根大学役員退職手当規程及び国立大学法人島根大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第 3 期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) D (y) = D (y - 1) \times \beta (\text{係数})$$

$$(2) E (y) = \{E (y - 1) \times \alpha (\text{係数})\} \times \beta (\text{係数}) \pm S (y) \pm T (y) + U (y)$$

$$(3) F (y) = F (y)$$

$$(4) G (y) = G (y)$$

D (y)：教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y)：その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y)：機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y)：基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T (y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

H (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C (y) = \{ I (y) + J (y) \} - K (y)$$

$$(1) I (y) = I (y - 1) \pm V (y)$$

$$(2) J (y) = J (y)$$

$$(3) K (y) = K (y - 1) \pm W (y)$$

I (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。 $\Delta 0.9\%$ とする。

第 3 期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編

成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成 29 年度以降は平成 28 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成 29 年度以降は、平成 28 年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	189,485
經常費用	189,485
業務費	169,676
教育研究経費	28,495
診療経費	39,528
受託研究費等	3,878
役員人件費	845
教員人件費	44,684
職員人件費	52,246
一般管理費	7,027
財務費用	1,110
雑損	0
減価償却費	11,672
臨時損失	0
収入の部	190,451
經常収益	190,451
運営費交付金収益	63,218
授業料収益	19,477
入学金収益	2,615
検定料収益	669
附属病院収益	93,985
受託研究等収益	3,878
寄附金収益	2,619
財務収益	64
雑益	1,314
資産見返負債戻入	2,612
臨時利益	0
純利益	966
総利益	966

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	190,143
業務活動による支出	176,702
投資活動による支出	4,024
財務活動による支出	7,926
次期中期目標期間への繰越金	1,491
資金収入	190,143
業務活動による収入	188,234
運営費交付金による収入	63,218
授業料及び入学料検定料による収入	22,761
附属病院収入	93,985
受託研究等収入	3,878
寄附金収入	3,014
その他の収入	1,378
投資活動による収入	418
施設費による収入	418
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,491

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

学 部	法文学部	760人	
	教育学部	520人	
	人間科学部	320人	
	医学部	888人	（うち医師養成に係る分野 628 人）
	総合理工学部	1,624人	
	生物資源科学部	830人	
研 究 科	人文社会科学研究科	24人	（うち修士課程 24 人）
	教育学研究科	50人	（うち修士課程 16 人 専門職学位課程 34 人）
	医学系研究科	180人	（うち博士前期課程 54 人 博士後期課程 126 人）
	自然科学研究科	400人	（うち博士前期課程 400 人）
	総合理工学研究科	36人	（うち博士後期課程 36 人）